

## 所得税・復興特別所得税・住民税の確定申告は 正しくお早めに！

令和5年分の所得税・復興特別所得税、個人事業税及び令和6年度住民税の確定申告の受付が始まります。**（確定申告の受付期間は、2月16日（金）から3月15日（金）までです。）**

期限が近づくと窓口が混雑しますので、早めの申告をお勧めします。（土・日等の休日は閉庁です。）

医療費控除の還付については、医療機関ごと及び個人ごとに事前に集計をお願いします。

なお、土地及び家屋の譲渡並びに相続・贈与税については、稚内税務署にお問い合わせください。

申告相談の日程は次のとおりです。

### 令和5年分所得税・復興特別所得税確定申告及び令和6年度住民税申告相談日程

日	時	会 場
2月20日（火）	9：30～16：00	役場会議室

### 申告相談にお持ち頂く書類

1. 確定申告用紙（税務署から送付されている方 ※会場にも常備しています）
2. 令和5年分収支計算書（個人営業主等）
3. 収支、仕入れ、必要経費がわかる帳簿や関係書類・収支計算書
4. 給与や年金の源泉徴収票（原本）
5. 生命保険料・地震保険料等の支払証明書
6. 国民健康保険税及び後期高齢者保険料、介護保険料、国民年金の支払額のわかる書類
7. その他控除等の関係書類（医療費領収書・寄付証明書等）
8. 還付先口座番号（メモ可）
9. 本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等の身分証明の写し等）
10. お手元にある方は、前年申告した写しの書類及び資料一式

※年金受給者の方で所得が発生する方につきましては、所得税が課税されなくても住民税が課税される場合があります。住民税申告をしていただき、配偶者等の扶養控除や普通徴収分国保税等の社会保険料、生命保険料などを算入することで住民税額が減額されることがありますので、書類をお持ちのうえご相談下さい。

※上記の申告相談日時以外にも、住民グループ窓口にて、3月15日までの平日役場開庁時間内に随時受付を行っています。



## 確定申告のお知らせ

令和5年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日（金）から3月15日（金）までとなります。

国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得税の確定申告書を作成し、e-Tax等で提出することができますので、感染症防止の観点からも、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

詳しくはこちらから



稚内税務署では、確定申告会場の混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」（国税庁LINE公式アカウントで事前発行もしくは会場当日配付）が必要となります。

※贈与税及び土地・家屋を譲渡したときの所得税の申告相談は、火曜日と木曜日のみとなります。「入場整理券」を「LINE」で事前発行の上、お越してください。



なお、確定申告会場では、次回以降の申告をスムーズに行うため、マイナンバーカードを利用したスマホ申告をご案内しています。マイナンバーカードを利用したスマホ申告を行うためには、マイナンバーカードの他、カード発行時に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書）が必要となりますので、確認をお願いします。

税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日等）は、税務署での確定申告の受付を行っておりませんので、ご注意ください。

書面により申告書等を提出する場合は、業務センターへの送付に御協力願います。

送付宛先：「札幌国税局 業務センター旭川分室」  
〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎

## 電源立地交付金事業の紹介

電源立地地域対策交付金とは、発電用施設などの周辺地域での公共施設の整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付することで、電源開発事業の理解促進を図ることを目的としています。

当町では、幌延深地層研究センターが交付金の対象施設となったことで平成15年度から交付を受けており、令和5年度は10,193,016円が交付され、「中頓別町国民健康保険病院運営事業」の一部に充てられています。

お問い合わせ 政策経営課 (01634-8-7671)